

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月5日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第27号

香芝市議会委員会条例の一部を改正する条例

香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「企画部」を「市長公室」に改め、「、生活安全部」を削り、同項第2号中「福祉部、健康部」を「健康福祉部、子ども家庭部」に改める。

第22条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。